令和８年（フ）第６１９号
京都市下京区小稲荷町61番地　市営住宅54棟901号
債務者　緒方　順子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８９３号
京都市西京区樫原杉原町２番地13
債務者　和田　祐子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川博啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９７０号
京都市山科区御陵四丁野町21番地の31
債務者　柏木みどり
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　一司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０７号
大阪府河内長野市木戸３丁目29番23号、前住所堺市東区北野田１番地６　サウスタワー903号
債務者　田中誠一郎
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２９号
長崎県島原市有明町湯江乙539
債務者　堀田　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　真和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第３５５号
静岡県藤枝市駅前２丁目10番７―507号　杉村ビル
債務者　森田　泰介
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金光　誉樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４号
長野県塩尻市大字広丘野村1501番地１　レオネクストメルシー西原102
債務者　丸山　叶大
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４６３号
静岡市駿河区西島491番地の１　エモシオンⅡ203
債務者　岡田　　楓
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝比奈　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５５号
名古屋市天白区池場５丁目1301番地　フォーレスト池場302号、従前の住所名古屋市天白区原１丁目104番地　アーバンドエル原701号
債務者　串田　拓也
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　聖悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８９号
名古屋市中川区蔦元町１丁目５番地の２　シェソワ蔦元201、住民票上の住所名古屋市守山区新城12番23号―１
債務者　竹村　孔男
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　善之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７号
岐阜県羽島郡岐南町野中６丁目84番地の２（レジデンス伏見Ⅱ　203号室）
債務者　道家　昭弘
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　奈々
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１３５号
岩手県下閉伊郡岩泉町小本字大牛内115番地２　大牛内分校教員住宅11―２
債務者　梶山　幸江
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天間　正継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１６０２号
さいたま市西区大字指扇領別所230番地10　サンハイツ荻原202
債務者　渡邉　勇哉
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０８号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－８－401
債務者　稲坂　直江
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０９号
さいたま市桜区大字上大久保1006番地８　シャトーズフジミ　301号室、旧住所埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－８－401
債務者　稲坂　智恵
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５２４号
埼玉県越谷市レイクタウン１丁目36番地10　パークサイドメゾン104
債務者　松本　朋子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係